様式第３号（第５、第６の１、第６の２関係）（その１）

警　察　署　協　議　会　会　議　録

西警察署協議会

開催年月日時	令和　８年　９月３０日　午後　２時１５分　から 令和　８年　９月３０日　午後　３時００分　まで	
開　催　場　所	西警察署　５階大会議室	
出　席　者	警察署協議会	７名
	警　察　署	署長、副署長、刑事管理官、総務課長、会計課長、留置管理課長、生活安全課長、地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通課長、警備課長、署付、事務局　１４名

議　事　概　要

【開会】

〈会長挨拶（要旨）〉

○　ご多忙な中、西警察署協議会にお集まりいただき感謝を申し上げる。

○　本日は、先日西区で起こった交通死亡事故のことについて、急遽議題を変えるということで聞いている。最近は、毎日のように人が刺されたなどというニュースが流れており、そのような犯罪が多くなっている気がしているが、今日はそのようなことも含めて話を進めていきたいと思う。

〈署長挨拶（要旨）〉

○　委員の皆様には、平素から警察活動全般にわたり、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げる。

○　すでにご承知と思うが、先週西警察署管内で、飲酒運転の自動車が大型バイクに追突した事故に３歳男児が巻き込まれて亡くなるという危険運転致死傷被疑事件が発生してしまった。未来ある幼い子供の命を一瞬にして奪う悲惨な事故であり、家族の悲しみを思うと、管轄署長として非常に悔しく残念でならず、亡くなった男児のご冥福を心よりお祈りする。

　本日は本来予定していた議題を変更して、今回の事故について、現時点可能な範囲で交通課長よりご説明したいと思う。

○　また、協議会後に本部の通信指令室を見学し、１１０通報受理後の警察活動等についてご紹介する予定である。

〈報告事項〉

○　９月２０日発生の危険運転致死傷事件について

⑴　事案概要

⑵　道路交通法改正内容（「酒酔い運転」の要件改正（R8.7.21～））

⑶　事故発生後の飲酒運転抑止対策

議　事　概　要

〈質疑応答〉

1　飲酒運転と危険運転致死傷罪の関係について

委員から「飲酒運転は危険運転致死傷罪となるのか。」との質疑があり、交通課長から酒気帯び運転と酒酔い運転について同罪が適用される数値基準について説明があり、加えて「酒酔い状態で人を怪我させるような事故を起こした場合は危険運転致死傷罪が適用され、運転に関しての最も重い罪となる。」との回答があった。

2　福岡県の飲酒運転の現状について

委員から「他県と比較して福岡県は飲酒運転が多いように感じるが、なぜ飲酒運転がなくならないのか。」との質疑があった。

署長から「他県と比べて飲酒運転事故の発生数が特別に多いわけではないが、福岡県で起こっている事案の一つ一つが社会的に耳目を引くようなものとなっている。現在、県内の交通死亡事故の発生数や飲酒運転の検挙数が著しく増加しており、県警として危機的状況であると認識しているので、『検挙に勝る防犯なし』の気持ちで日々できることに精一杯取り組んでいく所存である。」との回答があった。

3　アルコール依存症の患者の運転について

委員から「継続的に昼間から飲酒している場合、アルコール依存症の可能性が考えられ、周囲が運転を止めても聞く耳を持たないと思われるので、そのようなケースに対応できる仕組みが作れればよい。」との意見があった。

4　飲酒運転判明後の措置について

委員から「仮に従業員が飲酒運転をした場合、公表されたり会社に通知されたりするのか。」との質疑があり、交通課長から「事業者は『福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例』に基づき、通勤通学中の飲酒運転であれば実名で、それ以外の時の飲酒運転であれば、実名ではないものの勤務先等に飲酒運転をした者がいる旨の通知をしている。」との回答があった。

5　自治協議会等との連携について

委員から「各校区に自治協議会があることから、警察と自治協議会等が連携して飲酒運転の撲滅に取り組んでいければよいと思う。」という意見があった。

6　飲酒運転の防止策について

委員から「自転車のライトが暗くなると自動で点灯するように、飲酒運転についても車両自体に飲酒運転を防ぐような仕組みが必要であると思う。」という意見があった。

【閉会】